

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目①

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。
実績又は現況	A) 品質ポリシー及び品質マニュアル ・品質ポリシーの策定・公表（2014 年 4 月） ・品質マニュアルの策定・公表（2014 年 8 月）、改訂（2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月）
	B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書 品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。 ・「特許・実用新案審査基準」（審査の基本的な考え方を示した文書） ・「特許・実用新案 審査ハンドブック」（審査業務に当たり必要となる事項等を示した文書） ・「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」（質の高い国際調査及び国際予備審査を実現するための文書） ・「面接ガイドライン」（面接・電話対応の具体的手順を示す文書）
	C) 検索インデックスの付与のための文書 受理した出願に対して適切な検索インデックスを付与するため、F I 及び F タームについては、「F I 分類表」、「F I ハンドブック」、「F タームリスト」、「F ターム解説」を作成している。これらの文書は技術・出願動向や使用状況、国際的動向等を踏まえ適宜メンテナンスを実施している。
	D) 文書の管理 品質ポリシー及び品質マニュアル並びにその他品質管理のための具体的な手順を示す文書等については、随時利用可能に提供し、必要な更新を行う等、適切に管理している。 2022 年度の主な改訂は以下の通り。
	< 品質マニュアル > <u>昨年度実施した品質ポリシー等の文書のレビュー結果を踏まえつつ、品質管理システムにおける先の改訂（2016 年 7 月）以降に生じた変更及びウィズコロナ・DX 時代の社会環境の変化への対応に伴う改訂を行った。</u> <u>・品質監査業務、協議の実施形態、審査長単位における特許審査の質のチェック手段の拡充等</u> <u>・品質管理業務におけるオンラインシステムの活用、面接ガイドラインの更新（電子メールの利用）等</u>

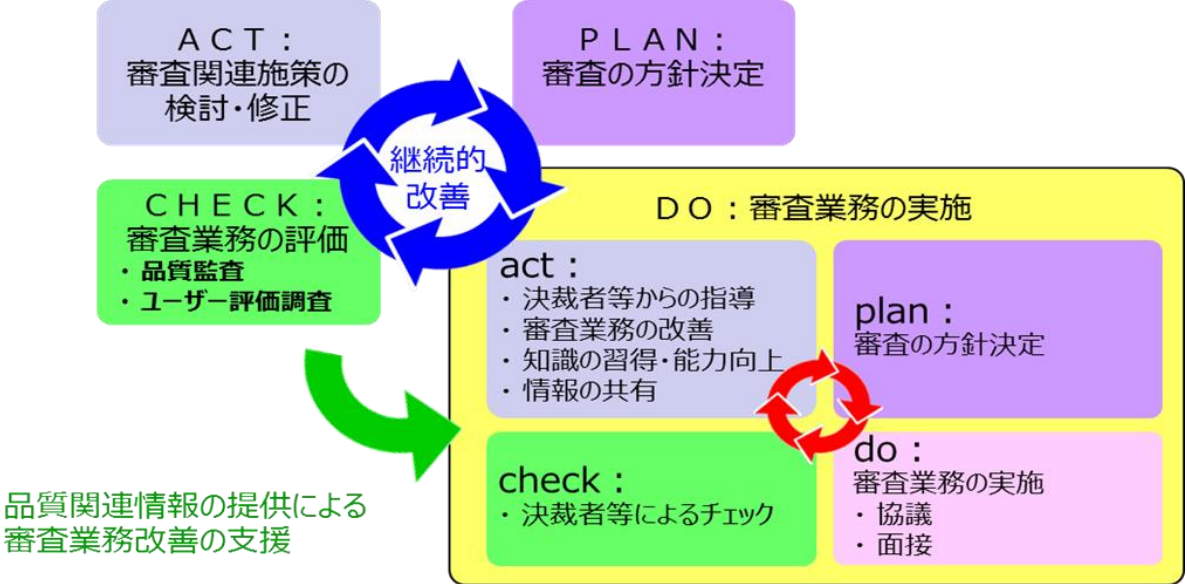
各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目①

実績又は現況	< 審査基準、審査ハンドブック、PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック > 法令の改正・運用の変更に伴う改訂を行った。 ・ 国際調和並びに審査負担及び第三者の監視負担の軽減の観点から導入されたマルチマルクレームの制限に関するもの（審査基準：2022 年 3 月改訂、審査ハンドブック：2022 年 4 月改訂） ・ 国際的な配列 DB(INSID)の配列表記ルールと整合し、より包括的な配列検索を可能とし、かつ出願人が、各国知財庁に対して、より標準化した配列表を提出可能とする塩基配列及びアミノ酸配列の配列表の新標準である WIPO 標準 ST.26 移行に伴うもの（審査ハンドブック、PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック：2022 年 7 月改訂） ・ サウジアラビア知的財産総局を受理官庁とした国際出願における国際調査・国際予備審査の管轄開始に伴うもの（PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック：2022 年 6 月改訂） < 面接ガイドライン > 法令の改正に伴う改訂を行った。 ・ 法人の扱う業務が特許に関する業務のみであるとの誤認を防ぐために、法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更する弁理士法の改正に伴うもの（面接ガイドライン：2022 年 5 月改訂） E) 文書の一覧表 ・ 「審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表」（特許／実用新案、意匠、商標の品質ポリシー及び品質マニュアルを含む審査品質管理・審査基準・分類等関連文書についての一覧表）
資料の所在	○品質ポリシー（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html ○品質マニュアル（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html ○特許・実用新案審査基準（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html ○PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/guideline_pct.html ○特許・実用新案 審査ハンドブック（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html ○面接ガイドライン【特許審査編】（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/mensetu_guide_index.html ○PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct_handbook.html ○F I 分類表、F I ハンドブック、F タームリスト、F ターム解説（上記 C 関連） 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) https://www.j-platpat.inpit.go.jp/p1101 ○審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shihou_taishou.html

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目②

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。
実績又は現況	A) 審査の進め方 特許審査官が特許審査を行う具体的な手続を「特許・実用新案審査基準」において定めている（「第 I 部 審査総論」等）。 B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCA サイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。  品質関連情報の提供による 審査業務改善の支援 特許審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図
資料の所在	○特許・実用新案審査基準 第 I 部 審査総論（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html ○品質マニュアル（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目③

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。
実績又は現況	(制度ユーザーへの公表状況) A) 品質ポリシー及び品質マニュアルの公表 「品質ポリシー」の公表及び配布(2014 年 4 月以降) 「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布 (2014 年 4 月以降) 「品質マニュアル」の公表 (2014 年 8 月) 及び改訂 (2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月) 「品質マニュアル」英語版の公開 (2014 年 8 月) 及び改訂 (2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月)
	B) 「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介 企業コンタクト等において、「品質ポリシー」等の品質に関する文書や品質管理の取組を紹介している。 企業コンタクトの 2022 年 4 月～12 月実績は計 112 件で、企業属性は大企業 64 件、海外企業 18 件、中小企業 19 件、公的研究機関 1 件、その他 10 件、開催形式は対面 71 件、オンライン 41 件である (昨年同期は計 103 件で、企業属性は大企業 75 件、海外企業 4 件、中小企業 12 件、公的研究機関 1 件、その他 11 件、開催形式は対面 16 件、オンライン 87 件)。
	(職員に対する周知状況) C) 庁内イントラネットにおける周知 庁内イントラネットにおいて、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書を審査部全体に周知している。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目③

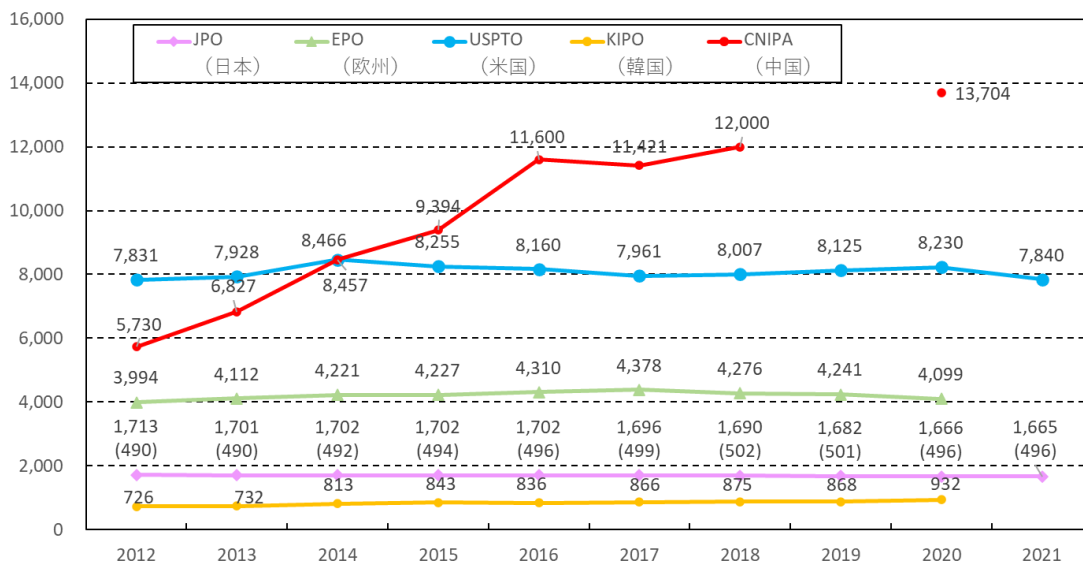
実績又は現況	D) 研修等における周知 < 研修、説明会 > 職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。研修内容は随時検討し、対象となる審査官の経験年数や役職等に応じて説明する内容を変更する等、充実・改善を図っている。 ・ 審査官補コース研修 対象の審査官補全員が受講 ・ 審査官コース前期研修 対象の審査官補全員が受講 ・ 審査官コース後期研修（討論形式で実施） 対象の審査官補全員が受講（2023 年 1 月実施予定） ・ マネジメント能力研修 新任上席審査官全員が受講 ・ 応用能力研修 2 対象の審査官経験 3 年以上の者が受講 ・ 特許審査実務研究 入庁 11 年目の任期付審査官全員が受講 （入庁 11 年目以降の全任期付審査官対象） ・ 新任管理職（決裁を行う者）向け説明会 新任の管理職全員が受講 （年度の途中は人事異動に合わせて随時開催） ・ 品質管理官向け説明会 品質管理官全員が受講 （年度の途中は人事異動に合わせて随時開催） < 品質テスト > 「品質ポリシー」に掲げられる審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の定着、向上に役立てるべく、全審査官を対象に e－ラーニング形式で「品質テスト」を毎年実施している。 <u>2022 年度は、ユーザー評価調査の結果を踏まえ、ユーザーとのコミュニケーションを中心とする必須の共通設問を設け、さらに、最新の状況に対応した知識の定着を図るべく、全ての設問中に関連資料へのハイパーリンクを設け、資料の参照を促す構成とした。</u> E) 理解度の確認 研修では、受講者全員を対象に、講義内容の理解度を確認し、今後の研修内容の改善に繋げることを目的とするアンケートを実施している。当該アンケートでは、4 段階評価と自由記載を通じて、研修内容が着実に理解されているかどうかを把握している。 また、「品質テスト」では、全問正答を修了条件とすることで知識の定着を図っている。さらに、今後の研修等にも活用すべく、各設問の正答率等の情報を関連部署に共有した。更なる知識の定着を図るため、正答率の低い問題については、全審査官を対象に改めて解説等を行う。
資料の所在	○品質ポリシー（日・英）（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/policies.html ○品質マニュアル（日・英）（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況	(特許庁の組織体制、審査の実施体制)
	A) 特許庁の組織体制 合計約 1,700 名の審査官により審査が行われている。4 つの部・38 の特許審査室には、管理職が約 130 名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。
	B) 審査官の人員配置 特許審査の実施体制の整備・強化を図るために、 <u>2022 年度は、38 名の恒常審査官と 89 名の任期付審査官を採用。昨年度と同程度の特許審査官数 1,662 名を確保している</u> （推移については、図 1 を参照）。



【図 1】特許審査官数の推移

(備考) JPO のグラフにおいて、上側は審査官総数、下側括弧内はうち任期付審査官の数。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

実績又は現況	C) 審査官の育成と評価 < 審査官の育成 > 審査官に昇任するためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等に関する所定の研修を受講し、試験等に合格する必要がある。審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識、⑥先行技術文献調査の実務に関する知識、ノウハウ等を習得する、各種研修の受講機会が設けられている。 特に、③技術に関する知識に関連し、<u>審査官の最新の技術知識の習得を図るべく、2022 年度も、国内外の学会やセミナーへ積極的に参加している（2022 年 4 月～12 月に 98 個の学会・セミナーに延べ 259 人の審査官が参加。昨年同期は 97 個の学会・セミナーに延べ 259 人の審査官が参加。）</u>。下半期にかけては、外部講師による技術研修も複数回実施する予定。 また、審査官の自己研鑽に資するよう、e－ラーニング教材でも提供している。 さらに、「品質ポリシー」に掲げられる審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の向上に役立てるべく、全審査官を対象に「品質テスト」を毎年実施している。 < 審査官の評価 > 国家公務員の人事評価制度に従い、審査官も年に一回、審査官や上席審査官といった職制ごとに定められた観点に基づいて能力評価が行われている。その結果は必要に応じて審査官にフィードバックされる。また、各審査官は、所属する審査長単位(各審査室)の課室業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成に向けた努力をしている。その達成状況は、半年に一度審査長等が評価し、必要に応じて審査官にフィードバックしている。 D) 先行技術文献調査事業の活用 先行技術文献調査事業では、登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、以下の取組を行っている。 1. （納品された全件について）審査官によるサーチ結果の評価及び当該評価の登録調査機関へのフィードバック 2. 上記 1. の評価結果に基づく審査長等による当該機関との 4 か月ごとの協議 3. 登録調査機関の選定における、上記 1. の評価結果の考慮 4. 新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対する、O J T を利用した審査官による直接育成 5. 特許庁で作成した技術分野別サーチガイドライン等の共有
--------	--

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

実績又は現況	<対話型検索外注の形態> 本事業では、審査効率と、審査の質の維持・向上のため、登録調査機関の調査業務実施者が審査官に調査結果を報告する対話型検索外注の納品形態を、2022 年度よりオンライン形式（オンライン対話）を基本として実施している（コロナ禍を受けて浸透したオンライン対話は、感染症対策としてのみならず、時間や場所の制約が少ない対話手法として有益であり、先行技術文献調査事業による審査の質の維持向上を図ることが可能となるため）。 対話型検索外注の最大の利点である補充検索を残しつつ、テレワークとの親和性を高めるため、口頭での説明を不要とする形態で 2021 年度に導入した「<u>補充型</u>」検索外注について、審査官や案件によっては審査の効率が向上するとの試行結果もあったことから、2022 年度は、発注件数の 11%（昨年度は発注件数の 2%）で試行を拡大した。 さらに、情報セキュリティの向上と脱炭素社会の実現に向けた取組の一環として 2021 年度から試行を実施している登録調査機関からの包袋の電子送付について、2022 年度は試行を拡大している。 <外国語特許文献検索> 近年の外国語特許文献割合の増加やその調査の重要性の高まりがある中で、2022 年度は、検索外注の計画件数約 14.3 万件のうち、英語特許文献検索を約 7.3 万件（計画件数の約 51.0%）、中韓特許文献検索を約 1.5 万件（計画件数の約 10.5%）、独語特許文献検索を約 3 千件（計画件数の約 2%）、それぞれ行うことを計画している。また、外国語特許文献検索のリソースを適切に配分するべく、AI 等を活用しつつ、外国語特許文献検索の有効性の高い案件についての検討も行った。 （世界最高水準の審査実施体制の達成状況） E）先端技術への対応 世界最速・最高品質の特許審査の実現のためには、審査実務能力の向上が必須であり、最新の技術知識を習得し、継続して更新していくことが必要である。審査官は学会や展示会等への参加、特許出願技術動向調査、企業との意見交換等を通じて最新の動向を把握するよう努めている。 <学会等への参加> 審査官の最新の技術知識の習得を図るべく、2022 年度も国内外の学会やセミナーへ積極的に参加している（2022 年 4 月～12 月に 98 個の学会・セミナーに延べ 259 人の審査官が参加。昨年同期は 97 個の学会・セミナーに延べ 259 人の審査官が参加。）。また、下半期にかけては、外部講師による技術研修も複数回実施する予定。
--------	--

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

実績又は現況	<AI、IoT 関連発明への対応> 先端技術に関する効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI 関連発明については、当該発明に関する審査環境の整備を担う AI 審査支援チーム（管理職員等と AI 担当官から構成）が担当技術分野を超えて連携し、最新の AI 関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有等を行っている。さらに、AI 担当官は、AI 関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部門の知見を集約し、AI 審査支援チーム外の審査官からの相談に応じることで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っている。<u>2022 年 3 月には、AI 担当官が蓄積した知見を広く共有することを目的として、AI 担当官による審査官向けの研修を実施した。</u>また、IoT 関連出願について、<u>2022 年度も、IoT 関連発明に精通した IoT 担当官との協議を継続した（2022 年 4 月～12 月の IoT 関連発明の協議件数は 66 件。昨年同期 108 件。）</u>。特に、データ関連クレームを有する出願の審査の更なる適正化に向けて、担当する審査官が慎重に審査を進められるように、該当案件にシンボルを付与したり、案件詳細を確認した際にアラートを表示する等システムサポートを充実化させている。加えて、データ関連クレームを含む特許査定案件について、必須協議の対象としている（<u>2022 年 4 月～12 月のデータ関連クレームを含む特許査定案件の協議件数は 18 件。昨年同期 31 件。</u>）。 <特許出願技術動向調査> 最新の技術動向に関する情報の収集のために、<u>2022 年度は、今後の進展が予想される下記 5 つの技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。</u>調査結果は審査にも活用される。 ・ <u>LiDAR</u> ・ <u>スマート物流</u> ・ <u>ヒト幹細胞関連技術</u> ・ <u>ミリ波帯の MIMO 及びアンテナ技術（5G への応用を含む分析）</u> ・ <u>カーボンニュートラルに向けた水素・アンモニア技術（製造から利用まで）</u> また、2023 年度に特許出願技術動向調査を行う技術テーマ候補として、下記 5 つを選定した。 ・ <u>パッシブ ZEH・ZEB</u> ・ <u>ドローン</u> ・ <u>全固体電池</u> ・ <u>ヘルスケアインフォマティクス</u> ・ <u>量子計算機関連技術</u>
--------	--

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

	F) 中長期目標と、世界最高水準の審査実施体制の達成状況 2013 年度末に一次審査通知までの期間（FA 期間）は 10.4 か月となり、2004 年に掲げた長期目標を達成。権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まってきたことから、2014 年 3 月に新たな 10 年目標（2023 年度までの目標）として以下の 2 項目を設定した。 ① 特許の「権利化までの期間※」（標準審査期間）を「平均 14 か月以内」 ② 一次審査通知（FA）までの期間を「平均 10 か月以内」 ※出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。 2022 年度は、年度内に審査が終了する案件の権利化までの平均期間について平均 13.5～15.5 か月とするとともに、年度内に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について平均 8.5～10.5 か月とするという目標を立て、概ね達成の見込み（2022 年 4 月～12 月で権利化までの平均期間 14.8 月、一次審査通知までの平均期間 10.1 月）。権利化までの平均期間で世界最高水準を維持（図 2 を参照）。 <table><thead><tr><th></th><th>一次審査通知までの期間</th><th>最終処分期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>JPO（日本）</td><td>10.2か月</td><td>15.0か月</td></tr><tr><td>USPTO（米国）</td><td>14.8か月</td><td>23.3か月</td></tr><tr><td>EPO（欧州）</td><td>4.3か月</td><td>23.7か月</td></tr><tr><td>CNIPA（中国）</td><td>14.4か月</td><td>20か月</td></tr><tr><td>KIPO（韓国）</td><td>11.1か月</td><td>15.8か月</td></tr></tbody></table> 【図 2】五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」 （JPO 及び USPTO は 2020 年度の平均、他庁は 2020 年の平均）		一次審査通知までの期間	最終処分期間	JPO（日本）	10.2か月	15.0か月	USPTO（米国）	14.8か月	23.3か月	EPO（欧州）	4.3か月	23.7か月	CNIPA（中国）	14.4か月	20か月	KIPO（韓国）	11.1か月	15.8か月
	一次審査通知までの期間	最終処分期間																	
JPO（日本）	10.2か月	15.0か月																	
USPTO（米国）	14.8か月	23.3か月																	
EPO（欧州）	4.3か月	23.7か月																	
CNIPA（中国）	14.4か月	20か月																	
KIPO（韓国）	11.1か月	15.8か月																	
実績又は現況																			
資料の所在	○人事評価ガイド《制度全般編》（内閣人事局・人事院）（上記 C 関連） https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/r0406_seido_zenpan.pdf																		

特許

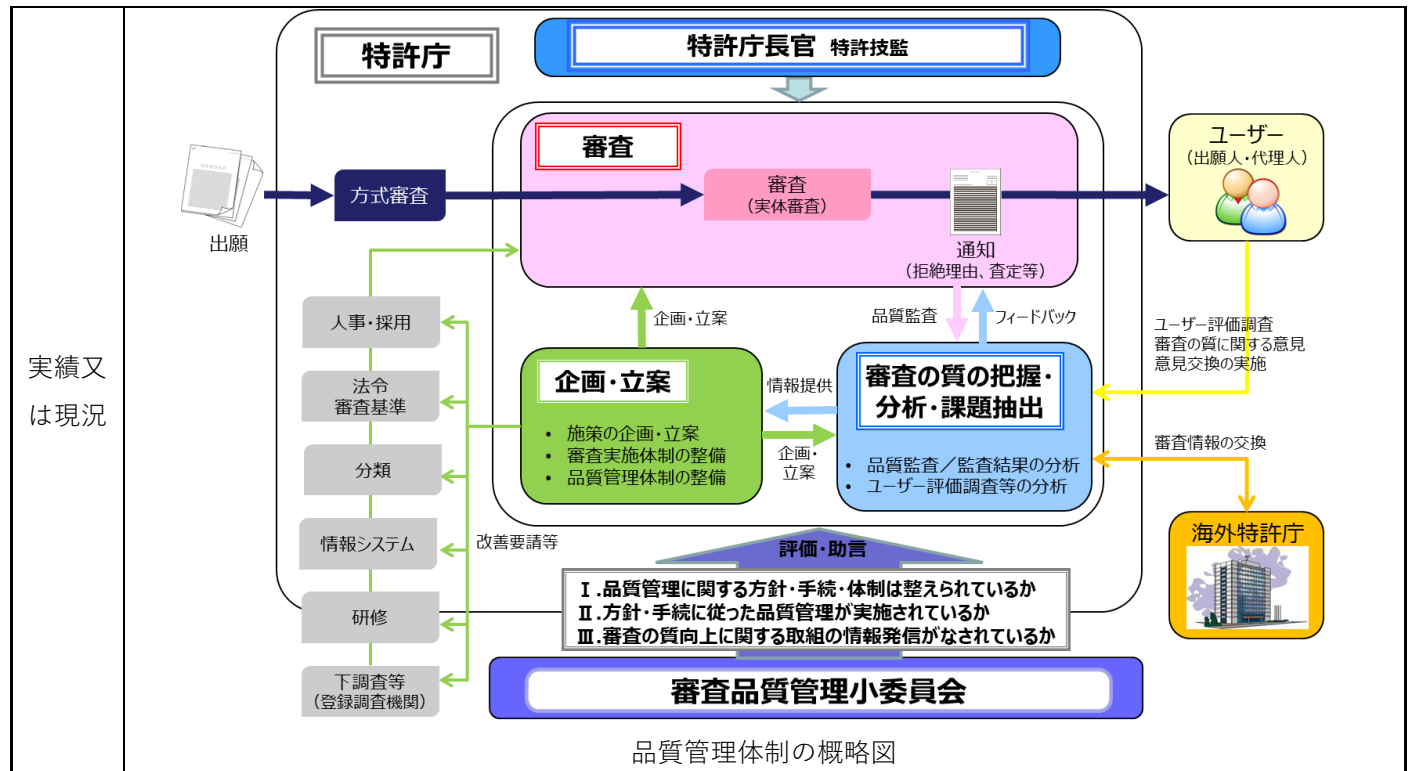
各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑤

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。
実績又は現況	(特許庁の品質管理体制) A) 責任者としての長官・特許技監 審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官と特許技監が責任者となっている。
	B) 審査業務を実施する各審査部・各審査長単位 各審査部の部長及び各審査部に置かれた審査長のマネジメントの下、審査官が特許審査を行っている。
	C) 品質関連施策の企画・立案を行う調整課品質管理室 品質管理室は、特許審査の品質管理に関する以下の業務を行っている。 ・ 審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、審判情報の活用等）の企画・立案 ・ 品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案 ・ 品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集等） 品質管理室職員 5 名、調査員（品質管理補助）21 名の体制で、分析・評価をサポートするための各種ツールを内製し、効率的・効果的な分析を行っている。
	D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会 品質管理庁内委員会は、審査長等の管理職から選ばれた委員長と、各審査部 3 名の委員の合計 13 名から構成され、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場から以下の業務を行っている。 ・ 品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析・評価 ・ 上記分析・評価により明確化された課題の報告 ・ 品質監査に関するデータや分析結果の各審査部・各審査長単位へのフィードバック ・ 調整課品質管理室が企画・立案する各種施策に対する助言
	E) 審査の質の管理を行う品質管理官 品質管理官（総括担当、技術単位担当）は、担当する技術分野における高度な知識や判断力を有する管理職経験者又は審査官から選任され、審査の質の管理のためそれぞれ以下の業務を行っている。 ①品質管理官（総括担当）4 名： 各審査部内の案件を横断的に担当し、フルタイムで拒絶理由の論理構成及び起案の的確性を中心とした、サーチを実施しない品質監査を行う。効率的な監査の実施のため、品質管理官（総括担当）には、監査のための下準備を行う調査員（品質監査補助）12 名を配置している。 ②品質管理官（技術単位担当）91 名： より専門的に各技術単位の案件を担当し、審査業務を含む全業務のうち約 30%を品質管理官としての業務に充て、サーチも含めた品質監査を行う。 品質監査の結果は、各審査部・各審査長単位の管理職や審査官にフィードバックしている。また、品質管理官業務におけるテレワーク体制を整備し、未公開案件に関する業務を除き、テレワークが可能となっている。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑤



各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	特許庁では、各年度の終わりに翌年度に実施をするべき特許審査の取組を、審査の処理、検索等の審査周辺システムの整備、法令の適用や審査基準の運用、品質管理、人材育成等の各観点から計画し、各取組について、上半期終了時にその実施状況を検証して課題を明らかにし、必要があれば取組の修正を行っている。そして、年度末には最終的な達成状況を評価し、評価結果は翌年度の取組の策定に活用している。また、各審査部における審査の取組についてのレビューも実施し、各審査部における品質向上のための取組を庁内で共有している。 以下、2022 年度に計画し、実施した特許審査の品質向上のための取組のうち、主なものを示す。
	A) 決裁 決裁者は、審査官が作成した拒絶理由通知等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っており、決裁におけるチェック手順は「特許審査における決裁のガイドライン」として内部文書に定めている。 ・決裁者は、決裁時において起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差戻しを行い、再起案させるとともに指導を行っている。 ・品質管理室は、審査官へ差戻しを行った案件について審査官への指摘事項に関する情報を蓄積し、管理職に当該情報を提供している。 ・品質管理室は、新たに決裁を行う新任管理職等を対象として、決裁時に留意すべきポイントについての説明会を実施している。（評価項目③の D を参照） なお、2022 年度は、起案様式や審査の運用に変更（マルチマルクレーム制限の導入、拒絶理由通知書の問合せ先の記載方法の変更等）が生じたことを踏まえ、上記ガイドラインを改訂した。
	B) 決裁前のチェック 決裁者の決裁を補完するため、以下のような決裁前のチェックを実施し、各審査部・審査室における質の保証を図っている。 ①技術情報管理官によるチェック 特許査定、国際調査及び国際予備審査における起案書の全件について、技術情報管理官（担当技術分野の分類や P C T 出願の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）が、起案書に記載されたサーチ範囲、付与分類の妥当性及び形式的不備のチェックを行っている。 ②品質管理官（技術単位担当）によるチェック 決裁時に特にチェックが必要と管理職が判断した案件について、サーチ、判断の妥当性及び起案の明確性等について精査を行っている。さらに、チェック結果のフィードバックを通じて、サーチや判断を含む審査の質全般に関する情報提供が担当審査官に対してなされている。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	③グループ長によるチェック 拒絶理由については、必要に応じてグループ長が起案書に記載されたサーチ範囲や判断の妥当性、起案の明確性のチェックを行っている。 特に、②品質管理官（技術単位担当）によるチェックにおいては、2021 年度は前年度の品質監査結果を踏まえ、特許査定を主な対象にサーチの観点を中心とするチェックを実施した。<u>2022 年度も前年度の品質監査の結果を踏まえ、特許査定のみならず各審査長単位でサーチ結果に対する不備等を指摘される割合が比較的高かった起案種別を主な対象にチェックを実施する等、課題に応じたきめ細かな形態とし、2022 年 4 月～12 月に 1,759 件実施した（昨年同期 1,875 件）。</u>
	C) 審査官間の協議を通じた知識共有 判断基準や検索範囲が適切か否かを確認し、審査官相互の知識を共有するとともに、審査官間の判断の均質性を高めることを目的に、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施している。協議には、①審査官が自発的に行う協議、②定められた案件数を対象として行う P C T 協議、③各審査部・各審査室の課題に応じて所定の案件数を対象として行う協議、④所定の条件を満たす全案件を対象として行う必須協議があり、それぞれの協議により共有されたサーチノウハウ等については、F I ハンドブックや庁内イントラネットを通じて組織的に情報の共有を図っている。 効果的かつ効率的に審査官同士の協議を行うためのポイント等をまとめた参考資料として令和元年度に作成し、審査官に周知した「協議の手引」を引き続き活用し、審査官同士の活発な議論・情報交換を推奨することとしている。 <u>2022 年 4 月～12 月に、全体で 18,138 件の協議が実施された（昨年同期 15,898 件）。</u> ① 審査官が自発的に行う協議 <u>2022 年 4 月～12 月に、14,610 件の協議が実施された（昨年同期 11,937 件）。</u> ② 定められた案件数を対象として行う P C T 協議 2021 年度までは、全審査官を対象に、担当する P C T 出願について一定数の協議の実施を義務としていたが、協議後のチェックシートの結果情報によれば、年次の高い審査官ほど、主任協議者として実施することによって得られる知識や効果が低いと感じる傾向が見られた。<u>2022 年度は、協議の実効性・効率性を高めるため、豊富な知識・経験等を有する年次の高い審査官が、他の審査官が実施する協議に被協議者の立場で参加し、積極的に助言や知見の提供を行うとともに、効果的なサーチスタイルの観点を含め、協議参加者が相互に知見の共有を行う形態に変更した。2022 年 4 月～12 月に、1,014 件の協議が実施され（昨年同期 1,608 件）、各協議における被協議者の参加人数は、1 人が 633 件、2 人が 343 件、3 人が 38 件（昨年同期：1 人が 1,406 件、2 人が 182 件、3 人が 19 件）であり、また、当該協議後のチェックシートの結果情報によれば、88%の案件（昨年同期 81%）において、協議で新たな知見・助言が得られたと回答した。</u>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	③ 各審査部・各審査室の課題に応じて所定の案件数を対象として行う協議 <u>2021 年度に、担当技術分野における高い知識や判断力を有する審査官を被協議者とし、かつ、被協議者が実際にサーチを行った上で、その結果を踏まえて担当審査官にアドバイスをを行う形態の協議を開始し、2022 年度も引き続き実施した（4 月～12 月に 745 件実施（去年同期 736 件））。</u> ④所定の条件を満たす全案件を対象として行う必須協議 以下の案件を対象とした。 ・日米協働調査試行プログラムにおける審査案件 ・出願人に外国出願人を含む英語 P C T 出願 ・異動者・審査官新規昇任者が審査する案件（異動等の発生後 3 か月以内に、上記対象者に係る新願処理目標件数を 3 か月分に換算した件数の 2 割程度の件数） ・事業戦略対応まとめ審査の対象となる案件・審査基準等の適用に特に注意を要する案件 ・IoT 関連出願（データ関連クレームを含む特許査定案件）
	D）サーチガイドライン及び庁内イントラネット等を活用した知識共有 新規分野担当者の早期立ち上げ等に技術分野別サーチガイドラインを活用し、同じ技術分野を担当する審査官の間で当該技術分野のサーチに必要な最低限の知識や考え方を共有している。また、協議等で得られた共有すべきノウハウは適宜庁内イントラネットに書き込むことで、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を図っている。 <u>2022 年度は、審査業務の効率化・質の向上を図るべく、特許庁において導入されている新たなコミュニケーションツールの活用について、審査業務での実践的な使い方やユニークな使い方を募集し、コンテストを実施した。コンテストで提案された使い方は、庁内イントラネットを通じて審査部内に共有し、業務での活用を促している。</u>
	E）面接・電話対応の充実 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めている。巡回特許庁や各種セミナー、企業コンタクト等の機会等で、積極的に面接審査の利用を促している。 2022 年度も、対面型の面接審査が実施しにくい環境下において、引き続きオンラインでの面接審査を推奨している。 <u>2022 年度には、テレワーク中の審査官とのコミュニケーション等について分かり易く情報発信を行うべく、テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について紹介するリーフレット「DX 時代における特許審査官とのコミュニケーション」を公表した。また、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について、整理した運用（テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化等）を、審査官に対して周知した。当該手段は、2022 年 4 月～12 月において 12,514 回利用された（去年同期 11,760 件）。</u> <u>ユーザー評価調査の際に寄せられた「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての意見を踏まえつつ、ユーザーとの適切なコミュニケーションを図るため、審査官に対して面接・電話対応における留意すべき点を周知した。さらに、補正案等の受付やオンライン面接の実施に電子メールを使用する上で、メールアドレスを口頭伝達する際の誤伝達のリスクを軽減するため、拒絶理由通知書にメールアドレスの一部を記載する運用を開始した。</u> 2022 年 4 月～12 月の面接・電話対応等の実績は以下の通り。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	<u>①面接審査</u> 1,288 件（昨年同期 1,308 件） ・うち出張面接、オンライン面接審査 908 件（昨年同期 1,103 件） <u>②電話等による対応（対応記録作成件数）</u> 14,503 件（昨年同期 13,884 件） ＜特許庁が達成すべき目標について＞（2021 年度目標の達成状況） ・“コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 65%以上」とする。”と定められている。2022 年度ユーザー評価の結果（2021 年度分の審査の評価）は 66.1%で、目標を達成した。 ・“出願人の求めに応じて、原則、100%面接を実施する。”と定められている。2022 年 4 月～12 月には 1,288 件の面接審査を行った（昨年同期 1,308 件）。
	F）企業のニーズに合わせた支援 資金調達のサイクル等、事業のスピードが早いベンチャー企業が戦略的に特許権を取得して活用できるようにするため、2018 年度からベンチャー企業対応面接活用早期審査を実施している。2022 年 4 月～12 月で、面接活用早期審査を 23 件（昨年同期 23 件）、スーパー早期審査を 330 件（昨年同期 374 件）実施。 また、知的財産を群として取得し活用する企業の事業戦略を支援するため、2014 年から複数の出願を対象として審査着手のスケジュールを調整しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査を実施している。2022 年度は、ユーザーがより使い易いように要件を緩和する等の運用の見直しを行った。2022 年 4 月～12 月で 6 事業（昨年同期 8 事業）の申請がなされ、49 件（昨年同期 53 件）の特許出願が当該施策の対象となっている。 さらに、近畿地域の中堅・中小企業、ベンチャー企業の知的財産を活用した事業展開やビジネスの成長を地域の支援機関等とも連携をしながら後押しするため、2017 年 7 月には INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）を大阪に開設。INPIT-KANSAI では、（1）知的財産に関する高度・専門的な支援、（2）高度検索用端末による産業財産権情報の提供、（3）出張面接審査・オンライン面接審査の場の提供といった多面的な支援を実施している。INPIT-KANSAI を活用した出張面接、オンライン面接審査を 2022 年 4 月～12 月で 21 件実施（昨年同期 17 件）。
	G）外国特許文献サーチ等の拡充 管理職が選定した技術分野においては、特許査定をする前に少なくとも 1 度は外国特許文献調査を行う取組を行っている。 サーチ関連ツールの活用方法等について整理された情報を適切に提供するために、研修等を実施するとともに、外国特許文献調査の効率化のためのサーチ関連ツールの機能の充実を図ることで、さらなるサーチ環境の利便性向上に取り組んでいる。2022 年度は、昨年度の品質監査の分析を踏まえ、課題とされた「先行技術文献調査時の見落としの防止」の解決に有効な「自然文との類似度順によるソート」や「多図面ブラウザのヒット箇所表示」の活用に関する研修を 2022 年 8 月～9 月にかけて e ラーニング形式で実施し、全審査官が受講を完了した。研修後のツールの平均利用者数について、研修前より「自然文との類似度順によるソート」は 3.2 倍、「多図面ブラウザのヒット箇所表示」は 4.4 倍に増加したことが確認された。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	審査官が利用する特実検索システムにおいては、米国、欧州及び WIPO の英語特許文献、中韓の特許文献について、全文日本語機械翻訳文を蓄積し、日本語での検索及びスクリーニングを可能としている。また、米国、欧州、WIPO、独国、中国及び韓国の全文日本語機械翻訳文に基づいて、AI を活用して機械的にテーマコード等を付与し、外国特許文献サーチにおいて利用可能としている。 検索外注においても、約 5 割の案件で外国特許文献検索を実施する等、外国特許文献サーチを継続している（評価項目④D を参照）。 非特許文献については、2 つの庁内 DB のほか、一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能な約 10 の検索系・約 30 の文献取得系・3 つの辞書系の商用 DB で検索可能としている。
	H) 通知書等の起案のための資料、支援ツール等の審査官への提供 分かりやすく統一された記載様式に沿った拒絶理由通知書等を発送するために、「拒絶理由通知書等の記載様式の要点」を定め、審査官に周知するとともに外部に公表している。2022 年度は、マルチマルチクレームの制限の導入に伴い、当該記載様式の見直しを行った。 また、審査官が自身の起案の瑕疵等を発見し、修正を行うために、特許審査、国際調査それぞれにおいて、拒絶理由通知等の記載様式に従っていない記載や形式的な瑕疵等を検出する起案支援ツールを提供している。2022 年度は、審査官の使用徹底を促すために起案提出前に起案支援ツールを用いて自己チェックを行うようアラートを表示させるとともに、当該ツールの検知機能の改善を行った。
	I) 品質関連情報の審査官への提供 各審査官の自主的な審査の質の把握、向上のための参考情報として、以下の品質関連情報を収集し、審査官に提供している。 1. 審査に関する統計データ ①即特許（拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる）率、②拒絶理由（新規性、進歩性、記載不備等）ごとの拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを毎月 1 回程度更新し、審査官に提供している。各審査官は、審査の判断の均質性を高める観点から、これを利用することができる。 2. 審判に関する統計データ ①審判請求情報や審決情報を含む審判関連データを毎月 1 回、②拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを半期に 1 回、③特許異議申立制度に関する情報を毎月 1 回、収集・分析して審査長単位に提供している。審査長等は必要に応じてこれらのデータを審査官へ提供するとともに指導を行い、各審査官は、自らの審査の現状・改善点の把握にこれを利用することができる。 また、審判部と審査部の間では、審査の質の維持・向上のため、審査と審判で結論が異なる事件を中心に、審査部へのフィードバックを行っている。
	J) 検索インデックスの適切な付与 的確なサーチを行うため、登録調査機関等を活用し、受理した全出願に適切な検索インデックス（FI 及び F ターム）を付与している。審査官は、登録調査機関等が付与した検索インデックスをチェックし、必要に応じて改善すべき点をフィードバックする等、付与精度の維持に努めている。
資料の所在	○DX 時代における特許審査官とのコミュニケーション（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/tokkyo_communication.pdf ○拒絶理由通知書等の記載様式に関する取組について（上記 H 関連） https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/kyozetsu_kisaiyoushiki.html

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑦

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	⑥の冒頭に示すように、特許庁では、各年度の終わりに、翌年度に実施をするべき特許審査の取組を計画し、計画した各取組について、上半期終了後にその実施状況を検証して課題を明らかにし、必要があれば取組の修正を行っている。そして、年度末には最終的な達成状況を評価し、評価結果は翌年度の取組の策定に活用している。 以下、2022 年度に計画し、実施された特許審査の取組のうち、品質検証に関連する主な取組を示す。
	A) 品質監査 品質監査では、法令・審査基準等の指針に則した統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した審査が行われているか等、審査官による全審査プロセスが、品質管理官により検証される。詳細な手続は「品質監査ガイドライン」として内部文書で定めている。 品質監査の対象案件は、最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知、拒絶査定、FA 特許査定、再着特許査定、国際調査報告及び国際調査機関の見解書、それぞれ 500 件（計 3,000 件）程度とし、各審査室から無作為に抽出して分析している。 監査時のサーチ履歴等を含む品質監査の結果は、対象案件の決裁をした審査長等を通じて担当審査官にフィードバックし、審査長等は当該結果を審査官の指導等、審査の質の向上に活用している。品質監査の結果によって対象案件の登録調査機関による先行技術文献調査の評価が変わる場合には、その結果を評価に反映させ、登録調査機関による先行技術文献調査の改善にも活用できるようにしている。 随時更新される監査結果情報は管理職へ提供し、各審査部・審査室における審査の質に関する状況や課題を管理職が把握できるようにしている。
	B) 部分監査 部分監査では、起案における形式的瑕疵（請求項番号や引用文献の引用番号の誤記等）が、調整課品質管理室の調査員（品質管理補助）により検証される。品質管理室では、チェックを行う調査員（品質管理補助）間でのチェック基準の統一のため、詳細な手順書を作成するとともに、形式的瑕疵をチェックするための支援ツールも活用している。
	C) 審査の質についての審査官向けアンケート <u>審査の質についての審査官側の認識をアンケート調査し、課題を分析・抽出することを目的として、2022 年度、審査官向けアンケート調査を新規に実施した。ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識（自己評価）との乖離の分析等を行い、審査の質についての新たな課題の把握、対策に向けた検討等に活用する予定。</u>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑦

実績又は現況	D) ユーザー評価調査 審査の質の現状や審査の質に対するユーザーのニーズを把握し、施策・取組を改善することを目的として、2012 年度からユーザー評価調査を実施している。調査を通じて寄せられた個別の案件に対する不満等は庁内で分析するとともに、回答者の同意の下、担当審査官へフィードバックし、審査の質の向上に役立っている。 2022 年度は、5 月～6 月に調査を実施し、回答率は約 85%であった（調査対象 715 者中 607 者）。 国内出願における特許審査全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の評価の割合が 95.7%（昨年度調査では 95.1%）、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価の割合）が 61.3%（同 63.0%）。P C T 出願における国際調査等全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の評価の割合が 97.5%（同 97.4%）、上位評価割合が 59.0%（同 62.7%）。 <u>自由記入欄を見ると、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての意見が特に多く見られた。意見の内容を踏まえて、ユーザーとの適切なコミュニケーションの実施を徹底すべく、審査官に対して面接・電話対応における留意すべき点を周知した。</u> <u>また、調査結果の分析を踏まえ、個別評価のうち「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項（進歩性）の判断の均質性」、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」を優先的に取り組むべき項目（優先項目）と設定し、全審査官に協議の活用を改めて周知した。</u> <u>さらに、ユーザー評価調査の結果に応じた品質向上のための取組の検討を行うため、「判断の均質性」、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」等に対する不満回答者へのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取している。</u> E) ユーザー等との意見交換 企業コンタクトや、知財関連団体及び代理人団体との定期意見交換会の場で、特許庁における品質管理関連施策がどのような効果をもたらしているか等についてヒアリングを行い、審査の質の検証のための材料としている。 企業コンタクトの 2022 年 4 月～12 月実績は計 112 件で、企業属性は大企業 64 件、海外企業 18 件、中小企業 19 件、公的研究機関 1 件、その他 10 件、開催形式は対面 71 件、オンライン 41 件である（昨年同期は計 103 件で、企業属性は大企業 75 件、海外企業 4 件、中小企業 12 件、公的研究機関 1 件、その他 11 件、開催形式は対面 16 件、オンライン 87 件）。 <u>また、知財関連団体、代理人団体との審査の質に関する意見交換会を、2022 年 3 月、2022 年 9 月に計 4 件開催した。</u>
--------	---

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑦

実績又は現況	F) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付 電話、メール等での意見受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を実施している（日本語版は 2014 年 11 月、英語版は 2017 年 2 月から）。 意見受付により何らかの不備の存在を把握した個別の案件については、当該不備が生じた主たる原因等の分析を行うとともに、分析した事例を取りまとめ、その予防策の検討に活用している。また、受け付けた意見については、回答者の同意の下、担当審査官へフィードバックしている。 2022 年 4 月～12 月に特許庁ホームページ、メール、電話等から受け付けた意見は 29 件で、うち、法規・基準に沿った審査でないとの意見が 13 件、ユーザーコミュニケーションに関する意見が 11 件、審査の均質性に関する意見が 2 件、技術専門性に関する意見が 2 件、特許庁の品質管理施策に関する意見が 1 件あった（昨年同期計 22 件で、うち、法規・基準に沿った審査でないとの意見が 8 件、ユーザーコミュニケーションに関する意見が 7 件、審査の均質性に関する意見が 4 件、技術専門性に関する意見が 2 件、特許庁の品質管理施策に関する意見が 1 件）。庁側の対応が不適切と確認されたものについては、回答者の同意の下、担当審査官への注意喚起や是正等の対応を行った。
資料の所在	○審査の質についてのユーザー評価調査報告書（上記 D 関連） https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html ○審査の質の向上のための御意見受付（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑧

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。
実績又は現況	(分析方法) 審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等）を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題を抽出している。 品質管理室 調整課 庁内委員会 品質管理官 分析・課題抽出 * 審判関連データの分析は審査室単位で実施

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑧

実績又は現況	(特許庁内部での評価に基づく分析) A) 決裁及び決裁前のチェックを通じた分析 ⑥A及び⑥Bの取組に関連し、統一的な基準・観点から起案書のチェックを行うために、ガイドラインを適時改訂するとともに、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報を蓄積することで、典型的な誤りについての分析をしている。また、決裁時に特にチェックが必要と管理職が判断した案件について行われた決裁前チェックの結果は分析し、その有効性を検証している。 なお、2022年度は、起案様式や審査の運用に変更（マルチマルクレーム制限の導入、拒絶理由通知書の問合せ先の記載方法の変更等）が生じたことを踏まえ、「特許審査における決裁のガイドライン」を改訂した。 [分析から抽出された課題] 2021年度の決裁前のチェック結果の分析を行った結果、特許査定・拒絶理由通知の精査の結果において問題が指摘された案件の多くでサーチ漏れが指摘されており、質の高い審査のため、サーチの質向上が課題として抽出された。また、より効果的な決裁前チェックの実施に向けて、各技術単位における課題を踏まえた案件の選定が重要であるという課題が抽出された。
	B) 協議の記録を通じた分析 ⑥Cの取組に関連し、審査官がPCT協議時に使用したチェックシートの結果情報から、審査プロセスにおける課題の所在を分析し、また、当該分析に基づき、協議の仕方について課題を抽出している。 [分析から抽出された課題] 2021年度のチェックシートの結果情報では、協議対象となる案件の半数近くがサーチ戦略の策定の困難性や対比・判断の困難性という観点から選ばれており、協議を通じたサーチや対比・判断に関する知見共有の促進が課題として抽出された。また、協議がサーチスキル等を習得する機会となっていることが確認できたが、豊富な知識・経験等を有する年次の高い審査官ほど、自身が担当する案件について協議を行うことによる効果を得られていないと感じる傾向が見られ、より実効性の高い協議手法が必要という課題が抽出された。 なお、2022年度は、協議を従来よりも一層効果的かつ効率的なものとするべく、年次の高い審査官が、他の審査官が担当する案件の協議に被協議者として参加し、積極的に助言や知見の提供を行うとともに、効果的なサーチスタイルの観点を含め、協議参加者が相互に知見の共有を行う協議を実施した。その結果、2022年4月～12月においては、88%の案件（去年同期81%）で新たな知見・助言が得られたと回答した。
	C) 品質監査を通じた分析 ⑦Aの取組に関連し、審査の質を全体的に把握する観点から、主要な起案種別（最初・最後拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定及び国際調査報告）ごとに監査を行うことで、起案種別ごとの課題を分析している。また、品質管理官（総括担当）及び品質管理官（技術単位担当）が作成した品質監査に関するレポートにより、各審査部及び各技術単位における質に関する課題を抽出できるようにしている。 [分析から抽出された課題] 2021年度の品質監査の結果及び品質監査に関するレポートでは、問題点が指摘された案件のうち、サーチ漏れ（検索ワードの選択やシソーラスの展開が不十分）や拒絶理由の通知漏れを理由とするものが多く挙げられており、質の高い審査のため、サーチの質向上が課題として抽出された。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑧

実績又は現況	D) 部分監査を通じた分析 ⑦B の取組に関連し、起案書における形式的瑕疵について、典型的な誤りを類型化し、それをもとにチェックを実施している。 [分析から抽出された課題] 部分監査の結果を踏まえて、典型的な形式的瑕疵を類型化し、起案支援ツールに取り込む等の改善を行っている。2021 年度の部分監査では、起案支援ツールによって大半の形式的瑕疵が検知可能であり、形式的瑕疵の抑止に有効であることが確認されたことから、起案支援ツールの機能を継続的に改善し、その利用を徹底すべきとの課題が抽出された。
	E) 内外乖離案件、内々乖離案件等の分析 特許庁では、特許庁と他庁に共通して出願されたものであって、特許庁と他庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行っている。また、国際調査報告及び国内出願の特許審査の双方を特許庁が行ったにも関わらず、サーチ・審査結果の相違（内々乖離）がある出願等について、その要因の分析を行っている。 [分析から抽出された課題] 2021 年度の内外乖離案件の分析では、他庁の国内段階において新規性・進歩性を否定する文献が提示されている要因として、国際段階でのサーチ不足が挙げられており、また、内々乖離分析では、国内出願の審査において新たな文献が追加されたケースが確認されている。 これら 2021 年度の内外乖離案件及び内々乖離案件の分析により、質の高い審査のため、サーチの質向上が課題として抽出された。
	F) 審判関連データの分析 審判請求や特許異議の申立に関する情報や審決情報を含む審判関連データ及び拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集し、審査長単位に提供している。審査長単位では、対応部門との意見交換会も活用しつつ審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、特許審査の現状・改善すべき点を把握している。 [分析から抽出された課題] 2022 年度 4 月～10 月の異議申立等の際に引用された文献データ等の分析からは、サーチノウハウの共有等により引き続きサーチ能力・品質を向上させる必要があるとの課題が抽出された。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑧

実績又は現況	(特許庁外部での評価に基づく分析) G) ユーザー評価調査結果の分析 ⑦D の取組に関連し、ユーザー評価調査結果の分析では、回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析している。特に、改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求め、評価と相関係数の散布図を使用して、相対的に評価が低い観点や相関係数が高い観点を抽出して分析している。また、調査を通じて寄せられた個別の案件に対する不満等は庁内で分析するとともに、回答者の同意の下、担当審査官へフィードバックし、審査の質の向上に役立てている。 [分析から抽出された課題] <u>2022 年度調査の結果、各評価では昨年度調査の結果から大きな変化は見られなかった。一方、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての意見が特に多く寄せられたことから、当該意見を含めた面接・電話対応における留意すべき点を遵守し、引き続き面接ガイドラインに沿った適切な意思疎通を行っていく必要があるとの課題が抽出された。</u> <u>改善のための取組が必要な観点の分析の結果、優先的に取り組むべき項目は「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項（進歩性）の判断の均質性」、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」と設定され、協議の活用等により引き続き審査官間の判断の均質性を高めていく必要があるとの課題が抽出された。</u> <u>また、2021 年度のフォローアップ調査では、不満回答者（23 者）との意見交換会を実施し、多くの不満回答者から、「不満」等と回答した背景として個別案件が挙げられ、不満を感じる案件が 1 件でも存在すると、低評価となり得るとの課題が確認された。</u> <u>なお、2022 年度は、より多くの回答者に対して、「不満」等と回答する原因となった個別案件に関する聴取を行うべく、「判断の均質性」、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」等に対する不満回答者を対象としたオンラインアンケート形式でのフォローアップ調査を行っている。</u>
--------	--

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑨

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	(①～②の改善状況) 品質ポリシー及び品質マニュアル並びにその他品質管理のための具体的な手順を示す文書等について、随時利用可能に提供し、適切な管理を継続した。 2022 年度の主な改訂は以下の通り。 <品質マニュアル> <u>昨年度実施した品質ポリシー等の文書のレビュー結果を踏まえつつ、品質管理システムにおける先の改訂（2016 年）以降に生じた変更及びウィズコロナ・D X 時代の社会環境の変化への対応に伴う改訂を行った。</u> ・品質監査業務、協議の実施形態、審査長単位における特許審査の質のチェック手段の拡充等 ・品質管理業務におけるオンラインシステムの活用、面接ガイドラインの更新（電子メールの利用）等 <審査基準、審査ハンドブック、PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック> 法令の改正・運用の変更に伴う改訂を行った。 ・国際調和並びに審査負担及び第三者の監視負担の軽減の観点から導入されたマルチマルクレームの制限に関するもの（審査基準：2022 年 3 月改訂、審査ハンドブック：2022 年 4 月改訂） ・国際的な配列 DB(INSD)の配列表記ルールと整合し、より包括的な配列検索を可能とし、かつ出願人が、各国知財庁に対して、より標準化した配列表を提出可能とする塩基配列及びアミノ酸配列の配列表の新標準である WIPO 標準 ST.26 移行に伴うもの（審査ハンドブック、PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック：2022 年 7 月改訂） ・サウジアラビア知的財産総局を受理官庁とした国際出願における国際調査・国際予備審査の管轄開始に伴うもの（PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック：2022 年 6 月改訂） <面接ガイドライン> 法令の改正に伴う改訂を行った。 ・法人の扱う業務が特許に関する業務のみであるとの誤認を防ぐために、法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更する弁理士法の改正に伴うもの（面接ガイドライン：2022 年 5 月改訂） (③の改善状況) 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表、研修等を通じた職員に対する周知について、昨年度と同様の取組を継続して実施した。 全審査官を対象に e ラーニング形式で毎年実施している「品質テスト」について、2022 年度は、ユーザー評価調査の結果を踏まえ、ユーザーとのコミュニケーションを中心とする必須の共通設問を設け、さらに、最新の状況に対応した知識の定着を図るべく、全ての設問中に関連資料へのリンクを設け、資料の参照を促す構成とした。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑨

実績又は現況	(④の改善状況) < 審査実施体制 > 2022 年度は、38 名の恒常審査官と 89 名の任期付審査官を採用。昨年度と同程度の特許審査官数 1,662 名を確保している。 < 先行技術文献調査事業の活用 > 登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、昨年度と同様の取組を継続して実施した。 対話型検索外注の最大の利点である補充検索を残しつつ、テレワークとの親和性を高めるため、口頭での説明を不要とする形態で 2021 年度に導入した「補充型」検索外注について、審査官や案件によっては審査の効率が向上するとの試行結果もあったことから、2022 年度は、発注件数の 11%（昨年度は発注件数の 2%）で試行を拡大した。 また、近年の外国語特許文献割合の増加やその調査の重要性の高まりがある中で、外国語特許文献を実施する案件を精査しつつ外国語特許文献の調査を引き続き実施している。2022 年度は、外国語特許文献検索のリソースを適切に配分するべく、AI 等を活用しつつ、外国語特許文献検索の有効性の高い案件についての検討も行った。 < 先端技術への対応 > 先端技術に関する効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI 関連発明については、当該発明に関する審査環境の整備を担う AI 審査支援チーム（管理職員等と AI 担当官から構成）が担当技術分野を超えて連携し、最新の AI 関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有等を行っている。さらに、AI 担当官は、AI 関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部門の知見を集約し、AI 審査支援チーム外の審査官からの相談に応じることで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っている。2022 年 3 月には、AI 担当官が蓄積した知見を広く共有することを目的として、AI 担当官による審査官向けの研修を実施した。 また、IoT 関連出願について、2022 年度も、IoT 関連発明に精通した IoT 担当官との協議を継続した（2022 年 4 月～12 月の IoT 関連発明の協議件数は 66 件。昨年同期 108 件。）。 さらに、最新の技術動向に関する情報の収集のために、2022 年度は、今後の進展が予想される下記 5 つの技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。調査結果は審査にも活用される。 ・ LiDAR ・ スマート物流 ・ ヒト幹細胞関連技術 ・ ミリ波帯の MIMO 及びアンテナ技術（5G への応用を含む分析） ・ カーボンニュートラルに向けた水素・アンモニア技術（製造から利用まで） また、2023 年度に特許出願技術動向調査を行う技術テーマ候補として、下記 5 つを選定した。 ・ <u>パッシブ ZEH・ZEB</u> ・ <u>ドローン</u> ・ <u>全固体電池</u> ・ <u>ヘルスケアインフォマティクス</u> ・ <u>量子計算機関連技術</u>
--------	---

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

特許

評価項目⑨

実績又は現況	(⑤の改善状況) 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担する等、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立・維持している。
--------	--

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑩

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	（⑥の改善状況） 昨年度と同様の取組を継続して実施したほか、以下の各項目で改善を行った。 < 決裁・決裁前のチェック > 2022 年度は、起案様式や審査の運用に変更（マルチマルチクレーム制限の導入、拒絶理由通知書の問合せ先の記載方法の変更等）が生じたことを踏まえ、決裁におけるチェック手順を定めた内部文書である「特許審査における決裁のガイドライン」を改訂した。 また、品質管理官（技術単位担当）によるチェックにおいては、2021 年度は前年度の品質監査結果を踏まえ、特許査定を主な対象にサーチの観点を中心とするチェックを実施した。2022 年度も前年度の品質監査の結果を踏まえ、特許査定のみならず各審査長単位でサーチ結果に対する不備等を指摘される割合の高かった起案種別を主な対象にチェックを実施する等、課題に応じたきめ細かな形態とし、2022 年 4 月～12 月に 1,759 件実施した（昨年同期 1,875 件）。 < 審査官間の協議を通じた知識共有 > 2022 年 4 月～12 月に、全体で 18,138 件の協議が実施された（昨年同期 15,898 件）。 また、2021 年度までは、全審査官を対象に、担当する P C T 出願について一定数の協議の実施を義務としていたが、協議後のチェックシートの結果情報によれば、年次の高い審査官ほど、主任協議者として実施することによって得られる知識や効果が低いと感じる傾向が見られた。2022 年度は、協議の実効性・効率性を高めるため、豊富な知識・経験等を有する年次の高い審査官が、他の審査官が実施する協議に被協議者の立場で参加し、積極的に助言や知見の提供を行うとともに、効果的なサーチスタイルの観点を含め、協議参加者が相互に知見の共有を行う形態に変更した。2022 年 4 月～12 月に、1,014 件の協議が実施され（昨年同期 1,608 件）、各協議における被協議者の参加人数は、1 人が 633 件、2 人が 343 件、3 人が 38 件（昨年同期：1 人が 1406 件、2 人が 182 件、3 人が 19 件）であり、また、当該協議後のチェックシートの結果情報によれば、88%の案件（昨年同期 81%）において、協議で新たな知見・助言が得られたと回答した。 < 庁内イントラネット等を活用した知識共有 > <u>審査業務の効率化・質の向上を図るべく、特許庁において導入されている新たなコミュニケーションツールの活用について、審査業務での実践的な使い方やユニークな使い方を募集し、コンテストを実施した。コンテストで提案された使い方は、庁内イントラネットを通じて審査部内に共有し、業務での活用を促している。</u>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑩

実績又は現況	<面接・電話対応の充実> 2022 年度も、対面型の面接審査が実施しにくい環境下において、引き続きオンラインでの面接審査を推奨している。 <u>2022 年度には、テレワーク中の審査官とのコミュニケーション等について分かり易く情報発信を行うべく、テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について紹介するリーフレット「DX 時代における特許審査官とのコミュニケーション」を公表した。また、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について、整理した運用（テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化等）を、審査官に対して周知した。当該手段は、2022 年 4 月～12 月において 12,514 回利用された（去年同期 11,760 件）。</u> <u>ユーザー評価調査の際に寄せられた「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての意見を踏まえつつ、ユーザーとの適切なコミュニケーションを図るため、審査官に対して面接・電話対応における留意すべき点を周知した。さらに、補正案等の受付やオンライン面接の実施に電子メールを使用する上で、メールアドレスを口頭伝達する際の誤伝達のリスクを軽減するため、拒絶理由通知書にメールアドレスの一部を記載する運用を開始した。</u> <外国特許文献サーチ等の拡充> <u>2022 年度は、昨年度の品質監査の分析を踏まえ、課題とされた「先行技術文献調査時の見落としの防止」の解決に有効な「自然文との類似度順によるソート」や「多図面ブラウザのヒット箇所表示」の活用に関する研修を 2022 年 8 月～9 月にかけて e－ラーニング形式で実施し、全審査官が受講を完了した。研修後のツールの平均利用者数について、研修前より「自然文との類似度順によるソート」は 3.2 倍、「多図面ブラウザのヒット箇所表示」は 4.4 倍に増加したことが確認された。</u> (⑦・⑧の改善状況) 昨年度と同様の取組を継続して実施したほか、以下の各項目で改善を行った。 <審査の質についての審査官向けアンケート> 審査の質についての審査官側の認識をアンケート調査し、課題を分析・抽出することを目的として、2022 年度、審査官向けアンケート調査を新規に実施した。ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識（自己評価）との乖離の分析等を行い、審査の質についての新たな課題の把握、対策に向けた検討等に活用する予定。 <ユーザー評価調査> ユーザー評価調査の自由記入欄を見ると、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての意見が特に多く見られた。意見の内容を踏まえて、ユーザーとの適切なコミュニケーションの実施を徹底すべく、審査官に対して面接・電話対応における留意すべき点を周知した。 また、ユーザー評価調査の結果に応じた品質向上のための取組の検討を行うため、「判断の均質性」、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」等に対する不満回答者へのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取している。
--------	---

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑪

評価項目名	Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか
評価の目的及び観点	⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信 審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。
実績又は現況	A) ホームページにおける情報発信 特許庁ホームページにおいて、審査品質管理に関するページを掲載し、情報発信を行っている。 審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明するとともに、小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページに掲載し、情報発信を行っている。
	B) 意見交換会による情報発信 企業コンタクトや、知財関連団体及び代理人団体との定期意見交換会の場で、特許庁における品質管理関連施策についての情報発信を行うとともに、先方からの質問に回答し、相互の信頼関係の構築に努めている。 企業コンタクトの 2022 年 4 月～12 月実績は計 112 件で、企業属性は大企業 64 件、海外企業 18 件、中小企業 19 件、公的研究機関 1 件、その他 10 件、開催形式は対面 71 件、オンライン 41 件である（昨年同期は計 103 件で、企業属性は大企業 75 件、海外企業 4 件、中小企業 12 件、公的研究機関 1 件、その他 11 件、開催形式は対面 16 件、オンライン 87 件）。 今年度の企業コンタクトから効率的かつ適正な特許審査を実現するための「ユーザーとの特許権の共創」について意見交換を行い、出願人と審査官との間での共創意識の熟成を図っている。また、内外乖離について、これまで実施した分析結果についての情報発信を行った。
	C) 国際会合等における情報発信 国際会合等に出席し、JPO の品質管理システムについて情報発信することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。 2022 年度の主なものは以下のとおりである。 ・ PCT-MIA 会合（2022 年 6 月） ・ WIPO 特許法常設委員会（SCP）（2022 年 9 月） ・ 五庁会合 作業部会 3（審査関連）（2022 年 12 月）
	D) 国際審査協力を通じた情報発信 海外（特に新興国）の知的財産庁の職員（主に特許審査官や品質管理担当者）に対して、審査官の派遣及び受入、品質管理担当者を含む実務者の派遣及び受入、研修の実施等を利用して、JPO の品質管理システムを紹介することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。 2022 年度の主なものは以下のとおりである。 <実務者派遣／受入等> 英国知的財産庁（UKIPO）との間での審査官協議時に、日英両庁の品質管理の紹介及び意見交換を実施（2022 年 11 月）。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑪

実績又は現況	< 研修等の実施 > ASEAN IP アカデミー（ASEAN 加盟国向けに知財分野の研修を提供することを目的として、2021 年 9 月に設立された ASEAN の研修機関）の枠組み内において、<u>ASEAN 各国の知的財産庁で特許審査実務を行う職員を対象に、品質管理に関する研修を実施（2022 年 10 月）。その際、審査実務能力の向上にとどまらない新興国の知財エコシステム発展のサポートを行うため、現地企業の知財部員等の参加を可能とした。</u> ブラジル、カンボジア、ケニア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、トルコ、ベトナムの知的財産庁で特許審査業務を管理する職員を対象に、特許審査マネジメントや品質管理等に関する研修を実施（2022 年 8～9 月）。また、新興国の知的財産庁で特許審査実務を行う職員を対象に、審査実務や品質管理に関する研修を実施（2022 年 9～12 月）。 < 新興国の品質管理システム構築の支援等 > ベトナム国家知的財産庁に対し、昨年度に続き、2022 年度も独立行政法人国際協力機構（JICA）とも連携しつつ、品質管理システムの構築を支援し、さらにパイロットプロジェクトの進捗を踏まえた意見交換をオンラインで開催した（2022 年 11 月）。 サウジアラビアとの知的財産分野における協力の一環として、サウジアラビア知的財産総局（SAIP）との品質・ユーザー満足度に関するワークショップをオンラインで開催した（2022 年 10 月）。 E) 海外の特許庁との協力を通じた情報発信 < 高度産業財産ネットワーク（AIPN）及びワンポータルドシエ(OPD)等を通じた情報発信 > JPO は、高度産業財産ネットワーク(AIPN)及びワンポータルドシエ(OPD)等を通じて、信頼性の高い JPO の審査結果を英語で他庁に提供して、他庁の審査官に参照してもらうことで、出願人が海外で適切な特許権を取得できるように取り組んでいる。 AIPN は、JPO の特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）を機械翻訳し、他庁の審査官に提供するサービスであり、2004 年にサービスを開始し、2022 年 12 月末時点で 69 の国・機関等へ提供している。 OPD は、五大特許庁間で相互にドシエ情報を参照できるシステムであり、2013 年にサービスを開始した。さらに、OPD と、世界知的所有権機関（WIPO）が提供する WIPO-CASE（Centralized Access to Search and Examination）との連携を介して、JPO は、五大特許庁に加え、2022 年 12 月末時点で 34 の国・機関に審査結果を発信している。 また、2020 年 12 月には、台湾智慧財産局とのドシエ情報交換を開始しており、台湾智慧財産局に審査結果を発信している。 < 特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）を通じた情報発信 > 特許審査ハイウェイ（PPH）は、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。出願人の海外における迅速な権利取得や他庁の審査結果を利用した質の高い権利の取得等を支援すべく、JPO の提案によって 2006 年に日米間で P P H 試行を開始。以来、その拡大や利便性の向上に取り組んでいる。 2022 年 11 月現在、JPO は 45 庁と PPH を実施しており、JPO の審査結果を他庁に発信している。
--------	---

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑪

実績又は現況	<日米協働調査を通じた情報発信> 日米協働調査は、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両庁の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付するものである。本取組により日本特許庁の審査の質の向上と質の高い審査結果の発信が期待される。<u>ユーザーの事務負担を軽減するため、2022 年 11 月に統一申請書を導入した。</u> 第 1 期（実施件数：67 件）、第 2 期（実施件数：83 件）の試行の後、2020 年 11 月より第 3 期の試行を開始している。 <u>2022 年 4 月～12 月の申請実績は 12 件（去年同期 13 件）。</u>
資料の所在	○特許庁の審査品質管理（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/index.html ○日米協働調査試行プログラムについて（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html